

市町村教育委員会への支援方策検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 今後の教員の加配・配置、広域的な人事異動の在り方、小規模教育委員会への支援等について検討するため、市町村教育委員会への支援方策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議内容）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議・検討する。

- (1) 教員の加配・配置等に関する事。
- (2) 広域的な人事異動の在り方に関する事。
- (3) 小規模教育委員会への支援の在り方に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

3 委員長は市町村支援部長、副委員長は市町村支援部副部長及び都市教育長協議会会長とする。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 委員会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育局市町村支援部小中学校人事課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

“ 平成31年4月 1日から施行する。

別表 1

市町村教育委員会への支援方策検討委員会委員名簿

	職 名	備 考
委 員	埼玉県都市教育長協議会会長	
"	埼玉県都市教育長協議会副会長	
"	埼玉県町村教育長会会長	
"	埼玉県町村教育長会副会長	
"	川口市教育委員会教育長	
"	川越市教育委員会教育長	
"	越谷市教育委員会教育長	
"	埼玉県公立小学校校長会会長	
"	埼玉県中学校長会会長	
"	埼玉県教育局市町村支援部長	
"	埼玉県教育局市町村支援部副部長	
"	埼玉県教育局県立学校部参事兼市町村支援部参事	
"	埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長	
"	埼玉県教育局教育総務部教育政策課長	
"	埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長	
"	埼玉県教育局南部教育事務所長	
"	埼玉県教育局西部教育事務所長	
"	埼玉県教育局北部教育事務所長	
"	埼玉県教育局東部教育事務所長	